

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730002

研究課題名(和文) フランス社会における「用益権」の存在態様 比較財産管理論の構築へ向けて

研究課題名(英文) Usufruct right in French society : toward a comparative analysis on administration of property

研究代表者

齋藤 哲志 (Saito, Tetsushi)

東京大学・社会科学研究所・准教授

研究者番号：50401013

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、従来必ずしも十全に検討されてこなかったフランス法上の用益権を、二つの観点から掘り下げるものである。第一に、相続・恵与法上の利用実態を解明する。租税法の規律や公証人による実務慣行にも視野を広げ、「相続財産の先渡し」という用益権が担う具体的機能を析出する。第二に、用益権をめぐる物権法上の言説について、その沿革に遡りつつこれを再構成し批判に付する。用益権は、所有権の権能の一部を他者のために分岐したものと理解されてきた。しかし、現代における利用実態との照合を行うとき、この説明は破綻を見せ、さらには所有権概念それ自体についての再考が促される。

研究成果の概要(英文)：This research analyzes usufruct right in French Law. Comparative legal studies in Japan did not fully treat this subject because of the refuse of its introducing in the Japanese civil code. Firstly, the function of usufruct right in the field of inheritance law is clarified by researches on tax law and notary's practice. Secondly, we trace back to the origin of a doctrine concerning this right, according to which usufruct is the constituent parts separated of property right. However, this doctrine is not able to explain some practical uses of usufruct right. These two studies arrive at reconsideration on the property theory.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：フランス法 用益権 所有権 分岐 終身性 相続 恵与 家族財産法

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、フランス法上の他物権の一つである用益権 (usufruit) について、その利用実態を解明することを目的とした。この権利に関して、旧民法は、ボワソナードの強い意向により(「用収権(当時の訳語)を規定せざる所の一法律は不具の法律なり」)、フランス民法典以上に詳細な条文を用意した。しかし、その起草段階において既に提起されていた不要論を反映して、明治民法は最終的にこれを捨て去ってしまう。そのため、従来わが国では、用益権に対しては必ずしも十全な検討が施されてこなかった。以上のみを以ても、本研究は新奇さを標榜し得る。とはいえ、物権法上の言説のみに拘泥するようでは、「他人物の使用収益を物権として享受し得るようにする」という単純な言明で事足りてしまう。そもそもなぜこの権利が必要とされ、また、なぜ実際にこれに依拠した各種の利用形態が繁茂するのか。社会的需要に視線を投じなければならない。さらに、単なる外国の法制度の観察に終始しないためには、所有権との対抗の下に、用益権を理論的に記述することが求められる。

## 2. 研究の目的

フランス法において、所有権 (propriété) は、使用 (usus)・収益 (fructus)・処分 (abusus) という三権能の束として分析される。用益権は、前二者、すなわち使用と収益とを分枝し (démembrer) た権利である。その設定により重要な権能を奪われた所有権は虚有権 (nue-propriété) となる。尤も、最大の権能である処分権能を保持し続ける点で所有権であることを止めない。以上の通説的理解を「分枝 (démembrement) 論」としよう。本研究は、この分枝論を立論の起点に据える。二つの問いを投げかけることができる。

第一に、民法典制定過程、さらに旧体制末葉に遡ると、途端にその所在が見失われる。領主の上級所有権 (domaine directe) 土地の現実の保有者の下級所有権 (domaine utile) という二つの所有権の並存 = 分割所有権を如何にして清算し、一物一権主義を実現するか、という考慮が物権法の言説を彩っていた。分枝論はこうした議論空間の中で生まれたものであり、用益権にこれを適用することは自明ではない。分枝論の含意の史の変容が論証されなければならない。

第二に、そもそも分枝論に拠るのみでは、複数人が同一物上に物権を有する事態は永続化される可能性がある。この点に対する批判が所有権を巡る言説のそもそもの動機であったのであれば、複数の物権の永続性を何らかの形で限定する要素が分枝論に付加されなければならない。尤も、この点には特段の工夫を要しない。なぜなら、ローマ法上の用益権 (ususfructus) それ自体が、用益権者

の死亡による消滅という機構を内在させている。以下ではこれを「終身性 (caractère viager)」とする。この終身性がもたらす用益権消滅に関する射倖性は、有償での用益権設定を事実上困難にする。よって用益権の利用実態の探究は、必然的に無償性に貫かれる家族財産法分野の検討を要請する。

以上の二点が言語化され、両者が理論的に接合されるならば、財産の利用・管理の特殊フランス的なあり方を提示することができるのではないか。これを「用益権スキーム」と称するならば、同じく家産承継に関して展開し、しかも所有権概念との相克を指摘されてきた「信託スキーム」との比較へと発展せられる可能性が開かれる。

## 3. 研究の方法

### (1) 分枝論の史的変遷の解明

分枝論の帰結として、虚有権者となった所有権者は、分枝された権利を有する者による物の現実支配・使用収益に原則として異議を申し立てることができなくなる。この構造を分割所有権体制へと読み込むならば、領主の上級所有権を土地の利用の如何を差配し得ないものへと変容させることが可能となる。二つの所有権を単一であるべき所有権の分枝として遇する発想は、古法時代における土地保有体制の理論的清算への一里塚をなしたのではないか。重要な位置づけを与えられるのは、極めて標準的ながらも、18世紀後半の法律家、ロベール = ジョゼフ・ポチエ (Robert-Joseph Pothier) の所有権論である (cf. A. Piret, *La rencontre chez Pothier des conceptions romaine et féodale de la propriété foncière*, 1937)。

他方、大革命以前の理論的展開が仮にこのようなものであったとして、その歴史的役割を果たしたのちの分枝論、とりわけその用益権への適用は、如何にして説明されるか。ここで着目されるべきは、北部慣習法地方における寡婦分 (douaire) の制度である。生存配偶者 = 被相続人の妻に対して、被相続人の一定の財産について、終身の利用権が与えられる。寡婦分は、来歴の如何にかかわらず、しばしばローマ法上の用益権の一種として表象されるに至る。民法典は、寡婦分に相当するものを結局用意しなかったものの、用益権を備えた。相続・恵与 (libéralités = 贈与・遺贈) の慣行は、用益権の設定を通じて配偶者には終身的使用収益権が付与される、という観念を刻印し続ける。さらには、19世紀末において、フランス法は、法定相続分を用益権で配偶者に開放することとなった (loi du 19 mars 1981)。端的に言えば、用益権は、相続秩序外に置かれる者に対する一時的使用収益の保障手段である。したがって分枝論は、「用益権がいずれ所有権へと回収され、その暁には完全な所有権が出来する」という事態の法的記述へと変容したのではないか。

以上の必ずしも同一ではない分枝論の二つの含意を、史料及び裁判例を通じて析出することが目指された。

#### (2) 用益権の利用実態の分析

現代に目を転ずるとき、分枝論と終身性とは説明され尽くされないかのような複雑な利用形態が見られる。第一に、生存配偶者に対する一時的な使用収益権の保障という要請に加えて、租税法上の利点が指摘されなければならない。これを汲むのでなければ、例えば所有権者が自らに用益権を留保 (réserve d'usufruit) して虚有権を推定相続人に先渡しする、という慣行は説明されない。第二に、終身性の原則を相対化するかの如く、用益権を複数人に連続して発生させる、という操作が発展する。第三に、用益権の設定対象が不動産にとどまらないことも理論的難点を惹起する。

以上の多様な利用形態を把握するためには、裁判例及び実務書・指南書を通じて、また、インタビュー調査によって、公証人ないし不動産管理業が発展させてきた各種のスキームを参照する必要がある。これにより、既存の理論枠組みの限界、あるいはかえって、その柔軟性を指摘することができるであろう。

#### 4. 研究成果

##### (1) 分枝論と終身性

史的検討は必ずしも単純な結論を導かなかつた。第一に、用益権の定義には、当初の想定を超えた鋭い対抗が見出された。一方に、中世ローマ法学以来の伝統に忠実に、用益権を地役と並ぶ人役 (servitude personnelle) 又は地役と人役の中間形態としての混合役 (servitude mixte) とする理解があり、他方に、現在の通説に至る所有権の分枝とする理解があった。この対抗について、本研究は、後者の分枝説が慣習法学上の言説の転用であったことを明らかにした。貴族間の保有地である封地 (fief) の分割を意味していた分枝の概念が、所有権の構成要素の複数人の許での分属をも説明するに至る。この転用を実現し、分割所有権の説明として応用したのがポチエであった (Traité du droit du domaine de propriété, 1772)。尤も、注意すべきは、ポチエ自身は転用後の分枝論を用益権には適用しなかった、という点である。

事実、各分野について彼を範とすることが通例であった民法典起草者たちは、用益権 = 分枝という理解を披瀝することがない。まず民法典は、隷従を想起させる servitude personnelle の語を忌避する (cf. 革命初期の著名なテキストである 1789 年 8 月 11 日の封建制廃止のデクレ第一条に、廃止の対象としてこの語が登場する)。その上で、用益権を一身専属的な権利 (droit personnel) と形容し、その終身性を強調する (なお、ローマ法学上、

用益権の一身専属性の一つの帰結として語られていた用益権の譲渡不可能性は、フランス法においては克服される。但し、当初の用益権の消滅事由の到来により、譲渡された後の用益権もまた消滅することに注意を要する。転々譲渡されたとしても虚有権との結合が永遠に先送りされ得るわけではない)。同時に、分割所有権の再来に対する危惧も表明されるが、分枝論の不採用の理由をここに求める旨は明示されない。

しかし、後代において、用益権 = 分枝という理解が通説化するに至る。その所以の理論的解明は依然として途半ばである。とはいえ、19 世紀前半の初期注釈学派における論争から、一定の示唆を引き出すことができる。当時における対立点は、用益権の消滅事由を列挙する民法典 617 条の解釈に関して、期間を付して用益権が設定された場合、期間中に用益権者が死亡した場合であっても期限の到来までは用益権が存続するのか、それとも、死因消滅が優先するのか、という点であった。両説は拮抗するものの、期限までの用益権存続という立場に立つ論者であっても 99 年 (賃貸借の最長期間) を上限とする。対立の背後に見出されるのは、分枝による物権の並存の永続化を禁ずるという共通理解である。すると、分割所有権について (ポチエ) であれ、用益権と虚有権とについて (注釈学派) であれ、同一物上の物権の並存については、これを説明する上位概念として分枝が語られている、と考えることができる。しかし同時に、永続性の有無が両者の根源的なメルクマールとなる。換言すれば、永続性否定という安全弁の下であれば、ポチエに見出される分枝論を用益権を説明する概念装置として応用することができる。用益権とは永続性を否定された分枝権である。

上記の期間つき用益権と終身性との関係をめぐる対立は、1933 年の破毀院連合部判決 (Ch. réun., 16 juin 1933, DH 1933, 393) にまで解決を留保されたものの、終身性の原則化によって解消される (なお、同判決の事案は、後述する租税法上の論点に関わる)。これは、死亡という予見し得ない事象によって消滅してしまう点で、用益権はおよそ有償の取引には用いられ得ない、という帰結をもたらす (但し、法人が用益権者である場合には、期間 (30 年) の満了を実現することができる。現代では、低家賃住宅の供給のための活用が試みられている。ここでは住宅供給を担う法人が用益権者となる。cf. loi n°2006-872 du 13 juillet 2006)。

##### (2) 現代における利用実態

###### 租税法上の利点

用益権は生前贈与 (donation) において頻用される。その実際的理由は、租税法上の特典に見出される。租税一般法典には、不動産登録税及び無償移転税の計算に関して、用益権と虚有権の価額評価の方法が規定されて

いる(同法典 669 条。2004 年以前は旧 762 条)。両権利の割合の評価は、用益権者の年齢によって変化する。すなわち、高齢であるほど死亡までの存続期間が短くなることを理由として、用益権の価額が低く見積もられる。反面、虚有権の価額は高く見積もられる(なお、租税一般法典の 2004 年改正により、高齢化に対応して用益権の価額を従来よりも低く見積もられることとなった)。ここでのポイントは、いずれか一方を他者に移転した場合、他方の権利は移転しなかったものと看做され、課税の対象とならない、という点である。しかも、虚有権のみを移転して用益権を元の所有権者が留保した場合(民法典 949 条)、死亡による用益権の虚有権との結合(réunion)は、自動的に発生する物権法上の効果でしかなく、物権の移転とは看做されない(租税一般法典 1133 条)。したがって、用益権部分には課税されない。この特典を利用すべく、将来の被相続人は、他者に対して虚有権を生前贈与し、自らは用益権者として使用収益を継続する、という操作がなされる。虚有権の移転による相続財産の先渡しを好意的に評価する、あるいは、そうした実務慣行を追認する社会的コンセンサスの存在が示唆される。

#### 継起用益権と終身性・分枝論の射程

上記の用益権の留保については、終身性の原則の巧妙な利用を指摘することができる。用益権の設定は、同時に虚有権の移転をも伴う場合、虚有権者への最終的な家産移転を担保しつつ、中間的な利用者に生活の基盤を与える道具立てとしても発展する。さらに、この中間的な利用者は、既に 19 世紀後半に見られる実務を通じて複数化され得る。それぞれの用益権は、継起用益権(usufruits successifs)と称される。最も頻繁に見られる形態は、既に虚有権を先渡しした元の所有権者が用益権者となりながら、さらに別の者を第二番目の用益権者として指定する、という操作である。これを実現する贈与の合意中の条項を用益権転換条項(clause de la réversion d'usufruit)と称する。これは、通例、配偶者双方の財産について約定され、選択された夫婦財産制の如何によらず、先死亡配偶者の固有財産及び共通財産上の持分が生存配偶者の許で使用収益の対象となることを保障する。虚有権者の許での所有権の完成、すなわち世代間の家産承継の実現は、第二番目の用益権者の死亡時に先送りされる。

この操作に対しては終身性の原則との関係で疑義を呈することも可能である。たしかに、恵とを通じて行われる限り、先死亡者と用益権転換の受益者との同時存在が原則となり、未だ生まれざる者を受益者とすることができない。したがって、用益権と虚有権との結合が永遠に先送りされる、という事態は生じない。しかしながら、現在の用益権者の死亡によっても所有権が完成しない点を強

調するならば、用益権は権利者の死亡によって消滅するという原則は事実上掘り崩されている。この疑義を反映するかのように、用益権転換条項に関する破毀院の態度は変遷を見せた。1983 年の判決(Civ. 1<sup>re</sup>, 20 avr. 1983, Bull. civ. I, n°124)は、将来の財産の贈与を禁ずる民法典 943 条を根拠として、この条項を無効とした。その論旨は以下のように敷衍される。元来の所有権者 = 用益権者 = 贈与者は、自らの死亡によって確定的に消滅するはずの権利を、転換のテクニックを使って他者に贈与している。言い換えれば、虚有権者の許で将来確実に他人物となるはずの物が移転されている。したがって、943 条の援用は終身性の原則からの論理的帰結である、と考えることもできた。しかしながら、とりわけ公証人からの大反対を背景として、破毀院は判例を変更し、二番用益権の発生に始期を付す条項としてこれを有効と看做すに至る(Ch. mixte, 8 juin 2007, Bull. civ. Ch. mixte, n° 6)。以上のエピソードは、終身性の原則が必ずしも現実の恵と慣行に適合的でないことを物語る。

さらに、継起用益権について、次のような事例も散見される。元の所有権者が用益権を留保して虚有権を贈与した場面で、虚有権者が第三者を第二番用益権者とする旨の贈与又は遺贈をすることがある。判例はこれを肯定するもの(Civ. 1<sup>re</sup>, 25 oct. 1978, Bull. civ. I, n° 324; Com., 30 mai 1995, Bull. civ. IV, n° 161)。学説の一部によれば(W. Dross, L'usufruit consenti par un nu-proprétaire est-il pleinement efficace?, D. 2004, p. 1253)ここでの虚有権者は、二番用益権を設定できないはずである。なぜなら、分枝論は、完全な所有権を有するが故に当該所有権の内包たる用益権を設定することができる、という推論を導き得る。そうであるとすれば、虚有権者は一度も用益権を自らの許で把握したことがない以上、そもそも用益権を設定することができない、と。分枝論の射程にも関わるものの(とりわけ虚有権者が保持し続ける処分権の現れとして二番用益権の設定を説明し得るか否かが鍵となる)この推論に従うならば、虚有権者が同意する限りにおいて、用益権と虚有権とが永久に結合しない、という事態を作出することも論理的に可能となる。用益権の利用実態は、物権法上の言説の限界を露呈させる。

#### 準用益権と用益権者・虚有権者間の利害対立

用益権の設定対象は不動産に限定されるわけではない。ある者の総財産の上に用益権が設定される事例が頻繁に見られる(これを配偶者の法定相続分の選択肢の一つとしたのが 2001 年の相続法改正である。民法典現 757 条)。結果として、用益権は主として不動産を対象とする、という通念は破られる。とりわけ、金銭、有価証券等、価値の化体物を対象とするとき、用益権はその柔軟性を誇示する。実際、民法典自体が、一回の使用によ

って消費される物の上の用益権を想定している(民法典 587 条)。金銭や穀物によって代表される消費物(choses consommables)上の用益権は、講学上、準用益権(quasi-usufruit)と称される。この形態は、次のような論理的帰結を導く。使用による消費は処分と同視され、結果として虚有権は最後の抛り所を奪われる。逆から見れば、準用益権は、事実上、所有権に代わる。準用益権者は同種同量物の返還を義務づけられるものの、虚有権者には債権的請求権しか帰属しない。

こうした柔軟性は、有価証券上の用益権に関する論争を惹起した。これが準用益権であり、所有権と同視されるのであれば、券面廃止後の有価証券口座の管理に関して、個別証券の売買の都度、虚有権者の同意を取り付ける必要がなくなる。特に、当事者間に紛争があり、包括的な授權がなされない場面においてその有用性に期待が寄せられていた。そこに現われたのが 1998 年の原理的判決である(Civ. 1<sup>re</sup>, 12 nov. 1998, *Bull. civ.* I, n°315; 原恵美「本件判批」松川ほか編『判例にみるフランス民法の軌跡』2012)。この判決は、有価証券を消費物とすることを否定しつつも、集合体(universalité)たる有価証券のポートフォリオ(portefeuille)の上であれば用益権が成立する、と判示した。その実践的含意は、用益権者に対して、個々の有価証券の処分を認めつつ、ポートフォリオ全体の「本質(substance)」(民法典 578 条)を毀損しない義務を課すことにある。具体的には、用益権者は、新たな有価証券購入による代替を義務づけられ(cf. 畜群の用益権者の頭数補充義務。民法典 616 条)。差額分のみを収益として獲得するよう指示される。虚有権者はポートフォリオ全体の処分権を失わず、他方、本質保存義務の反映として、虚有権者に口座管理について報告を求めることができる。

#### 比較財産管理論へ

有価証券の管理に関して破毀院が見出した均衡点は、用益権者と虚有権者との間に胚胎する紛争を強く印象づける。家族内での用益権の活用が常態であるとはいえ、構成員間に良好な関係が保たれているとは限らない。この点に着目するならば、権利者間の利害対立は、物権法内在的には必ずしも解決されないことが了解されよう。冒頭で指摘した旧民法制定段階での不要論は、用益権者は虚有権者 = 将来の所有権者に何ら配慮せず、結果として管理が疎かにされがちである(伝統にしばしば「収益し尽くす老寡婦」としてカリカチュアライズされる)ことを難ずるものであった。金銭や有価証券については、その浪費が危惧される。しかしこの事態を逆に分析すれば、管理懈怠や浪費を許容する将来の相続人を前提としている制度である、とも記述され得るのではないか。他方、相続法学説や実務家が、当事者間の合意の重要性を強調し、中でも将来の被相続人が推定相続人を招致

してなされる贈与分割(donation-partage)に際して、将来生じ得る紛争を予め馴致する旨を勧奨する点もまた(cf. M. Grimaldi, *L'emploi des deniers grevés d'usufruit, Defrénois*, 1999, n° 4, p. 193)。物権法外在的な要素こそが、用益権スキームを支える、との観察を導くであろう。受託者を用益権者に、受益者を虚有権者に類比して、あえて信託との比較をすることも、用益権者が、虚有権者のために、目的物の価値を増大させるような仕方で使用収益する、という前件が必要となる(この限りにおいて、用益権者の有益費償還請求権の不存在(民法典 599 条 2 項)は有利に作用する)。用益権者の使用収益は原則として虚有権者によって掣肘されない点を強調するならば、当事者間(通例家族構成員間)に固有のアレンジが必須となる。

#### (3) 所有権概念の再検討

用益権を所有権の一部を分枝したものとして表象する限り、用益権がもたらす強力な権能は必ずしも言語化されない。かえってそこに見出される事態は、所有権の時的複数化であると言って良い。実際、用益権の主要な利用形態は、元来の所有権者が留保された用益権を根拠として以前と変わらぬ使用収益を継続する、というものであった。虚有権者は将来において所有権者となる地位、あるいは、その地位を得る期待権を有するにすぎないのではないか。

近時の有力な学説は(W. Dross, *Droit civil, Les choses*, L.G.D.J., 2012)、用益権と虚有権は、実際上はいずれもが「所有権」であり、前者は「現在の使用収益」を対象とし、後者は「将来の使用収益」を対象とする、と整理する。この整理に加えて、分割所有権との対抗を意識するならば、終身性は二つの所有権の時間軸上の併存を許容するための条件となる、と評することもできよう(さらに、このように考えるならば、所有権の二重性を帰結し得る点で、用益権を用いた財産管理スキームは信託に類似し得る。しかし、既述のとおり、用益権者は目的による拘束を受けず、受益者に類比される虚有権者は用益権者の使用収益の態様を有効にコントロールすることができない)。終身性の一点を固守する条件の下で用益権を融通無碍に利用して来たフランス社会の相貌は、単一の絶対的所有権(民法典 544 条)という発想を相対化するようにも思われる。用益権を所有権の構成要素として回収する分枝論のバイアスについて、なお一層の考究を要する(その出発点として、分枝論を分割所有権批判の梃子としたポチエが、真正の所有権たる下級所有権について、「有用性のあるあらゆる事柄(tout ce qu'il y a d'utile)を内容とする」と説明したことの意義の解明が求められる。この表現が使用収益権を軸とした所有権概念の構想であるとすれば、処分権中心の構想との間に看過し得ない対抗が潜んでいるようにも思われる)。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 12 件)

齋藤哲志「フランス法における返還請求の諸法理-原状回復と不当利得-(10・完)」法学協会雑誌 130 巻 12 号 2707-2817 頁、2013 年 12 月、査読有。

齋藤哲志「フランス法における返還請求の諸法理-原状回復と不当利得-(9)」法学協会雑誌 130 巻 11 号 2416-2511 頁、2013 年 11 月、査読有。

齋藤哲志「フランス法における返還請求の諸法理-原状回復と不当利得-(8)」法学協会雑誌 130 巻 10 号 2111-2208 頁、2013 年 10 月、査読有。

Tetsushi SAITO, "What is the Point of Comparative Research? The Appeal of Examining Social Differences", *Social Science Japan Newsletter*, No. 49, p. 25-27, September 2013, 査読無。

[書評] Tetsushi SAITO, « Compte-rendu : Christian GALAN et Emmanuel LOZERAND (dir.), *La famille japonaise moderne (1868-1926). Discours et débats*, Paris, Philippe Picquier, 2011, 670 p., préface de Carol GLUCK », *Annales de Démographie Historique (ADH)*, 2012-2, p. 213-216, juillet 2013, 査読無。

齋藤哲志「フランス法における返還請求の諸法理-原状回復と不当利得-(7)」法学協会雑誌 130 巻 6 号 1410-1448 頁、2013 年 6 月、査読有。

齋藤哲志「フランス法における返還請求の諸法理-原状回復と不当利得-(6)」法学協会雑誌 130 巻 5 号 1160-1223 頁、2013 年 5 月、査読有。

齋藤哲志「フランス法における返還請求の諸法理-原状回復と不当利得-(5)」法学協会雑誌 130 巻 3 号 669-726 頁、2013 年 3 月、査読有。

齋藤哲志「フランス法における返還請求の諸法理-原状回復と不当利得-(4)」法学協会雑誌 130 巻 2 号 496-545 頁、2013 年 2 月、査読有。

[書評] 齋藤哲志、「学界展望 フランス法 Frédéric DANOS, *Propriété, possession et opposabilité*」国家学会雑誌 125 巻 11・12 号 121-126 頁、2012 年 12 月、査読無。

[翻訳] シリル・グリマルディ著、齋藤哲志訳「典型契約法の再法典化に挑む-フランスの経験からの考察-」新世代法政策学研究 18 号 213-228 頁、2012 年 11 月、査読無。

齋藤哲志「立法紹介 親子/親子関係制度に関する 2005 年 7 月 4 日のオルドナンス第 759 号を追認し親子関係に関する諸規定を改廃する 2009 年 1 月 16 日の法律第 61 号」日仏法学 26 号 157-163 頁、2011 年

7 月、査読無。

〔学会発表〕(計 9 件)

齋藤哲志、「フランスにおける用益権-家族財産法からのアプローチ-」東北民法研究会、2014 年 1 月 30 日、於東北大学法学部、招待講演。

齋藤哲志、「用益権とは何か? フランス家族財産法の一断面」社研セミナー、2013 年 7 月 9 日、於東京大学社会科学研究所。ムスタファ・メキ、齋藤哲志訳、「環境地役権-アメリカ法における保全地役権-」早稲田大学比較法研究所シンポジウム『環境と契約: 日仏米の比較研究』、2013 年 5 月 25 日、於早稲田大学法学部。

齋藤哲志、「ミニシンポジウム『所有権の構造・意味・機能』へのコメント、日本法社会学会 2013 年度学術大会、2013 年 5 月 12 日、於青山学院大学法学部、招待講演。

齋藤哲志、「用益権の法的性質-終身性と分枝権性-」日仏法学会 2012 年度総会、2013 年 2 月 16 日、於東京大学法学部、招待講演。

齋藤哲志、「フランス法における用益権について」北海道大学法理論研究会・民法法研究会、2013 年 2 月 9 日、於北海道大学法学部。

Tetsushi SAITO, « Les grandes lignes du droit patrimonial de la famille au Japon », Intervention dans la cours de Grands systèmes de droit contemporains, 2012 年 10 月 26 日 於 Université Panthéon-Assas (Paris 2) (France) 招待講演。

Tetsushi SAITO, « Les successions et les libéralités dans la société japonaise », Conférence dans le cadre de Master 2 Droit notarial, 2012 年 10 月 23 日, 於 Université Paris-Sud (Paris 11)、招待講演。

Tetsushi SAITO, « Le droit japonais des successions et des libéralités », Conférence dans le cadre de Master 2 Droit notarial et de Laboratoire Droit et changement social, 於 Université Nantes (France)、招待講演。

〔図書〕(計 1 件)

南野森編『法学の世界[別冊法学セミナー新・総合特集シリーズ3]』、日本評論社、2013 年 3 月、275 頁、齋藤哲志、「フランス法/「異なる法」を学ぶ」、155-166 頁。

6. 研究組織

(1)研究代表者

齋藤 哲志 (SAITO TETSUSHI)  
東京大学・社会科学研究所・准教授  
研究者番号: 50401013

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし